

## 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に関するQ&A

Q&Aの内容は厚生労働省発出の通知等に基づいて作成しており、今後の状況に応じて変更する場合があります。関連する介護保険最新情報についても併せてご参照ください。

○臨時的な取扱いを行う前提として、以下の事項についてご留意ください。

- ・ケアマネジャーと連携し協議のうえ取り扱いを行うこと
- ・利用者等の同意を得ること（サービス内容、利用料金等）
- ・経緯について記録に残すこと

### 【居宅介護支援】

#### 問1 《モニタリング》

介護保険最新情報Vol.779「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」問11（居宅介護支援のモニタリングについて、利用者の居宅を訪問できない場合の柔軟な取扱いについて）は、新型コロナウイルス感染症予防（以下「感染症予防」という。）のため事業所の判断により、利用者宅を訪問しない場合にも適用になるか。

〈回答〉

感染症予防のため事前に利用者の同意を得た上で事業所の判断により、利用者宅を訪問しない場合も「特段の事情」に該当するものとして、電話等により利用者の状況を把握し、訪問によるモニタリングができない旨の経緯およびモニタリングの結果を記録した場合は運営基準の減算の対象とはしない。

（Vol.779「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」問11）

#### 問2 《利用票・別表》

月末までに利用者に、利用者からの拒否等により利用者宅を訪問して翌月の利用票の内容の説明ができなかった場合、どのように対応すればよいか。

〈回答〉

翌月の利用票・別表は利用者宅に郵送等の方法で交付し、電話等で本人または家族へ説明をした上で、翌月のサービス内容について本人が同意をしていることを記録しておくこと。印鑑は押印できる時期になったら対応するなどして差し支えない。

#### 問3 《サービス担当者会議》

サービス担当者会議について、電話やFAX等で照会するという対応でよいか。

〈回答〉

感染予防の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メール・FAXなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。

（Vol.773「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」問9）

#### 問4 《サービス担当者会議》

サービス担当者会議をメール・FAXで行った場合に、利用者に押印してもらう書類が複数ある。どのように対応したらよいか。緊急事態宣言終了後に遡って対応するか、郵送で対応するのか。

〈回答〉

本人から電話等で同意を得ていることを記録し、印鑑が必要なものは押印できる時期になった際に押印をもらう等の対応で差し支えない。なお、押印の日付を遡る必要はない。

#### 問5 《居宅介護支援費》

新型コロナウイルス感染症の影響により、当初ケアプランで予定されていたサービス利用が全てなくなった場合であっても居宅介護支援費の請求はできるか。

〈回答〉

新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能である。この場合、給付管理表はサービス利用予定の単位数で作成する。

また、サービスの利用実績は存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護事業所において、それらの書類等を管理しておくことが必要である。

（Vol.836「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」

## 【通所系サービス】

### 問6 《訪問によるサービス提供》通所介護

通所介護事業所が訪問サービスを行った場合に、居宅訪問の記録をどのようにすべきか。

〈回答〉

日時、サービス内容、サービス提供者、利用者の様子のほか、新型コロナウイルスの影響による対応であること、ケアマネジャーと協議し利用者本人や家族に説明して同意を得て実施したということ記録すること。

### 問7 《訪問によるサービス提供》通所介護

通所介護事業所による訪問サービスの提供時間が30分～40分程度でも、通所介護の2時間から3時間未満の介護報酬を算定可能か。通所型サービス（総合事業）の算定についても訪問サービスは可能か。

〈回答〉

可能。

通所型サービス（総合事業）においても、訪問によるサービス提供を行うことは差し支えない。この場合の事業費算定は、月に1回でもサービス提供を行った場合は、月額包括単位により算定することができる。なお、通所型サービス（総合事業）のサービス提供時間は3時間以上としているが、訪問によるサービス時間が3時間未満であっても、予防給付相当サービスの事業費を算定することができる。なお、サービス提供を行う前に、地域包括支援センター等に協議し、利用者に同意を得ること。また、経緯について記録すること。

### 問8 《訪問によるサービス提供》通所介護

もともと予定されていた日以外も算定できるか。

〈回答〉

居宅サービス計画に予定されていた日しか算定できない。

### 問9 《個別機能訓練》通所介護

通所介護事業所が訪問サービスを行う場合においても個別機能訓練加算の算定は可能か。

〈回答〉

既に個別機能訓練加算を算定している利用者に対して、通所介護事業所の従業者が、利用者の居宅において個別機能訓練計画に基づく機能訓練を実施した場合は、個別機能訓練加算の算定は可能。なお、この場合の機能訓練は、計画に定められた目標を踏まえた機能訓練で差し支えない。また、この場合の提供は、機能訓練指導員でなくても、個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定することは可能である。ただし事前にケアマネジャーと協議し、利用者に説明して同意を得ること。

### 問10 《個別機能訓練》通所介護

個別機能訓練加算を算定する場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で、利用者の居宅での生活状況を確認し、他職種が共同して個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後、3月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問しなければならないとされている。感染予防を理由に居宅に訪問ができない場合の対応はどうか。

〈回答〉

感染症予防のために利用者の居宅を訪問することができない場合、電話等により利用者の状況を的確に把握し、現在の機能訓練計画を延長することが可能であれば、計画を延長し、訪問が可能となった時期に訪問した上で計画を作成するという対応により加算を算定して差し支えない。なお、その場合は、居宅を訪問できない理由及び対応状況を記録しておくこと。

### 問11 《電話による安否確認》通所介護・通所型サービス（総合事業）

通所系サービス事業所が都道府県等から休業の要請を受けた場合、または感染拡大防止の観点から事業所の判断で休業する場合の、電話による安否確認について介護報酬の算定は可能か。

通所型サービス（総合事業）における取り扱いも同様か。また、実施した場合の事業費算定の方法は月額か日割りのどちらになるのか。

〈回答〉

利用者の健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、休業要請を受けた場合はあらかじめケアプランに位置付けた利用日については、休業要請を受けていない場合は1日1回まで、相応の介護報酬の算定が可能である。総合事業においても利用者の意向を確認し、事前に地域包括支援センター等と協議した結果、電話による安否確認が必要であると判断した場合は月額包括で算定できる。介護保険最新情報Vol.809「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）」問1及び問2を参照のこと。

**問12 《延長加算》通所介護・通所リハビリテーション**

介護保険最新情報Vol.809「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」による報酬区分の変更をおこなった結果、時間延長区分に該当した場合、時間延長サービス体制(延長加算)の届け出を行っていない事業所も算定可能か。

〈回答〉

6月サービス実施分から当面の間、第12報に係る延長加算の算定は可能。

なお、中央区指定の地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護事業所についても同様の取扱いとなる。詳細は、中央区ホームページ（トップページ→健康・医療・福祉→介護保険（事業者の方）→新型コロナウイルスについて→「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」に係る延長加算の届出等の取扱いについて）を参照。

**【総合事業】**

**問13 《事業費算定》通所型サービス（総合事業）・訪問型サービス（総合事業）**

新型コロナウイルス感染拡大防止のため月途中で通所型サービス事業所が休止した場合、日割りの対象となるか。

〈回答〉

事業所指定効力の停止の開始・解除に準じた取り扱いとして日割りの対象としてよい。

令和2年3月6日付厚労省事務連絡(第4報)問4

**【訪問系サービス】**

**問14 《介護報酬算定》訪問介護**

訪問介護の生活援助（買い物代行）について、レジに並ぶだけで1時間以上かかってしまうので通常よりも時間がかかってしまい、居宅サービス計画に位置付けた時間が超えてしまっている。このような場合の介護報酬の算定はどうすればよいか。

〈答え〉

外出自粛要請等の影響により、生活援助の内容に時間を要して45分を大きく超えた場合には、45分以上の介護報酬を算定する旨を利用者に説明し、請求前に同意が得られ（同意は、訪問介護事業者が直接取得することも、ケアマネジャー経由で取得することも可）、かつケアマネジャーが必要と認めるときには、45分以上の介護報酬を算定しても構わない。

（Vol.809新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）問3）

**【短期入所生活介護】**

**問15 《費用算定》**

介護保険最新情報Vol.809「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」における報酬上の取り扱いについて利用者の同意の有無により請求金額に差が生じることになるが問題はないか。

〈回答〉

算定には利用者の同意が必要であり、差が生じることについても説明し同意を得る必要がある。

**【 問い合わせ先 】**

中央区福祉保健部介護保険課  
事業者支援給付係  
電話：03-3546-5377